

番号

該非判定票

記入年月日： 年 月 日

【申請者】

所属・職名・氏名：

技術の名称、取引概要
貨物の名称、型及び等級

輸出貿易管理令別表第 1 外国為替令別表 の項番		
1	該当する	該当しない
2	該当する	該当しない
3	該当する	該当しない
3 の 2	該当する	該当しない
4	該当する	該当しない
5	該当する	該当しない
6	該当する	該当しない
7	該当する	該当しない
8	該当する	該当しない
9	該当する	該当しない
10	該当する	該当しない
11	該当する	該当しない
12	該当する	該当しない
13	該当する	該当しない
14	該当する	該当しない
15	該当する	該当しない
	「該当する」欄 が	すべて「該当し ない」欄のみ

技術の内容・性能を法令（外国為替令別表、貨物等省令、解釈通達）に照合した上で、それぞれの項について「該当する」「該当しない」のいずれかに○印を付けてください。

「該当する」に○印を付けた項については、貨物等省令、解釈通達の関係箇所と技術の仕様（性能）を比較し、該当すると判断した根拠を、別紙「対比表」に明記してください。

「該当しない」に○印を付けた項でも、技術の性質上その項に近いものである場合には、貨物等省令、解釈通達の関係箇所と貨物の仕様（性能）を比較し、該当しないと判断した根拠を、別紙「対比表」に明記してください。

購入品の場合、購入先（メーカー、商社等）から該非判定書を入手した場合は、別紙「対比表」に代えることができます。

本件技術は、以上のとおり外国為替令別表（第 16 項を除く。）に該当（します・しません）。

外国為替令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術の仕様（性能）との対応関係は、別紙「対比表」のとおりです。

（注意）米国原産品または米国原産品を含む製品を日本から再輸出を行う場合は、米国輸出管理規則が適用されます。購入先（メーカー、商社等）から ECCN 番号を入手してください。

輸出貿易管理令別表第1 外国為替令別表		貨物等省令		解釈通達
項番	項目	項番	項目	
規定の詳細はホームページの「許可申請手続」の①を参照				

貨物の仕様 技術の仕様
規定に対応する性能を記載

記述に当たっては、以下の事項を満たしてください。

- 2

(記載例)「熱分解蒸着処理に係る技術」の場合

輸出貿易管理令・外国為替令の関連項目等と貨物・技術の仕様(性能)の対比表

該非判定票に記載した技術/貨物に係る、外国為替令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術の仕様(性能)との対応関係は、以下のとおりです。

輸出貿易管理令別表第1 外国為替令別表		貨物等省令		解釈通達	貨物の仕様 技術の仕様
項番	項目	項番	項目		
第4項 (5)	原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための装置の使用にかかる技術であつて、経済産業省令で定めるもの	第16条 第5項	外為令別表4の項(5)の経済産業省令で定める技術は、原料ガスの熱分解(1,300度以上2,900度以下の温度範囲において、かつ、130パスカル以上20,000パスカル以下の絶対圧力の範囲において行うものに限る。)により生成する物質を基材に定着させるための技術とする。		・ 2,000 ~ 2,500 度の温度範囲 ・ 15,000 ~ 20,000 パスカルの絶対圧力 以上の条件の下、原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための技術である。 したがって、該当。

技術の該非判定結果 ☒ 該当 ☐ 非該当